

2020年7月6日

被保険者 各位

パナソニック健康保険組合  
保 険 業 務 部

## 2020年度「被扶養者の国内居住要件調査」実施について

平素は、健保事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年4月1日より健康保険法の被扶養者認定に際して「日本国内に住所を有する者」であることが要件として追加されました。本法改正に伴い、現在被扶養者として認定されている方を対象に、国内居住要件を満たしているかどうかの確認を下記のとおり実施いたします。

つきましては、大変お手数をお掛けしますが、本調査への対応をよろしくお願いいたします。

### 1. 調査の趣旨

被扶養者の国内居住状況を公的書類で確認し、適正な扶養認定を行うことを通じて、医療費の適正化をはかります。

### 2. 調査対象者

- 2020年4月1日現在、0歳以上74歳以下の被扶養者  
※健保が調査を必要と判断した方  
(2020年4月1日以降に扶養認定された方および健保が調査不要と判断した方を除く)

### 3. 調査への回答方法

- 調査票へ必要事項を記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒にて郵送  
※期日までに必要書類の提出が無い場合は、施行規則第50条7項に従い、被扶養資格の取消しを行います。
- 調査票到着時点で、すでに被扶養者が国内居住要件を満たしていない場合 <※1>

#### 《EPOCHシステム（人事手続きメニュー）利用の方》

人事手続→配偶者／親族の変更・削除、扶養申請・取消の画面より登録

「健康保険被扶養者異動届（正・副）」を印刷し、対象者の健康保険証を添付し送付してください。

【送付先】「ヒューマン・リソース・パートナーズ（HRP）健康保険グループ」

住所 〒540-6313 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル19階

#### 《EPOCHシステム（人事手続きメニュー）を利用していない方》

パナソニック健保ホームページより「健康保険被扶養者異動届（正・副）」をダウンロードして書類を作成してください。

「健康保険被扶養者異動届（正・副）」はこちらから

<http://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/sinsei/index.htm>

「GT-1健康保険被扶養者異動届（減らすとき）」※個人番号（マイナンバー）の入力は不要です  
対象者の健康保険証を添付し送付してください。

【送付先】お勤め先の健康保険ご担当人事

<※1>お送りした「国内居住要件調査票」は『★被扶養者の取消し手続き済み・申請中の方  
またはこれから手続きをされる方』欄に異動届提出日（2020年4月1日）と取消し理由を記入の上、下記業務委託先の(株)オークスへ返信用封筒にて別途ご提出ください。

#### 4. スケジュール

調査票発送：2020年7月21日（火）

調査票提出期限：2020年8月31日（月）

#### 5. 業務委託先

本調査は（株）オークスに委託しています。

国内居住要件審査の内容照会等は（株）オークスより被保険者に直接実施する場合があります。

#### 6. お問い合わせ先

（株）オークス 『国内居住要件調査』係

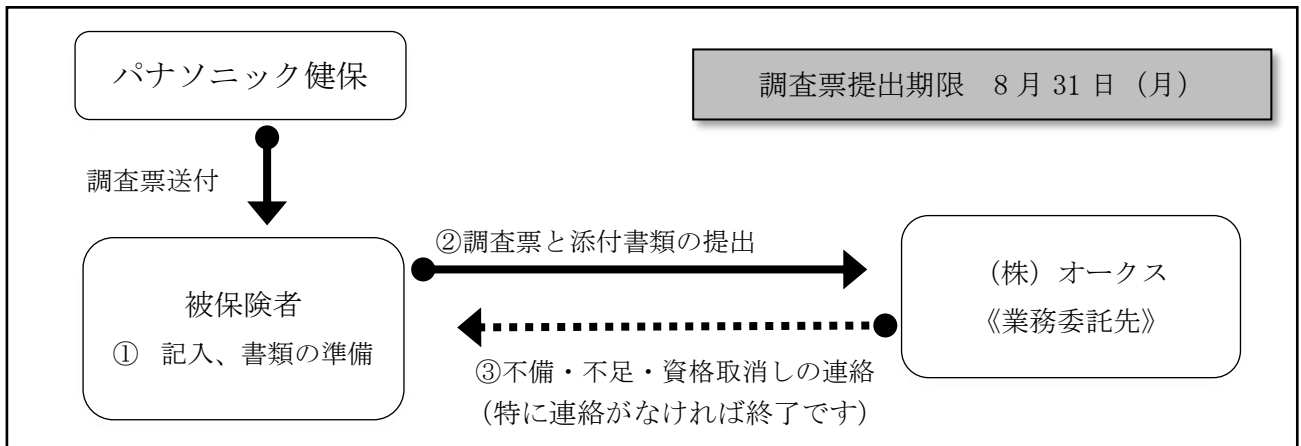
受付時間…平日 9:00～17:30

専用コールセンター（フリーダイヤル）

0120-390-224

### I. 調査の流れ（書類到着～審査）

- ①調査票到着後、調査票記入、必要書類の準備
- ②書類一式を（株）オークスへ提出、順次審査を実施
- ③審査の結果 → 不備・不足等なく、認定基準を満たしていれば被扶養者資格継続  
→ 書類不足の方へ追加書類提出の通知  
→ 被扶養者の取消しが必要な方へ異動届提出の案内（Ⅱ参照）

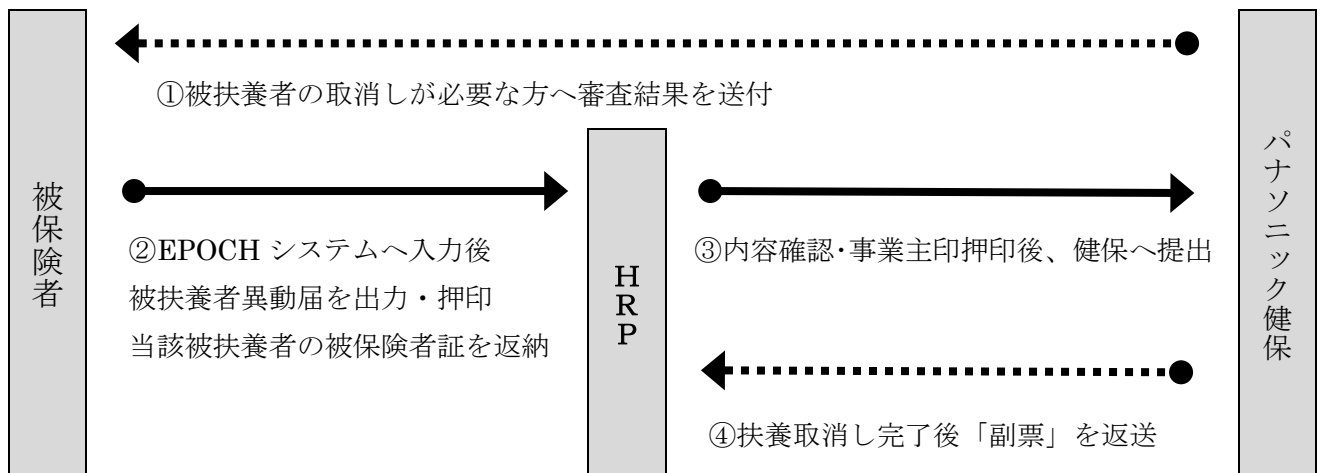


### II. 審査後、被扶養者の異動（取消し）が必要な場合の届出

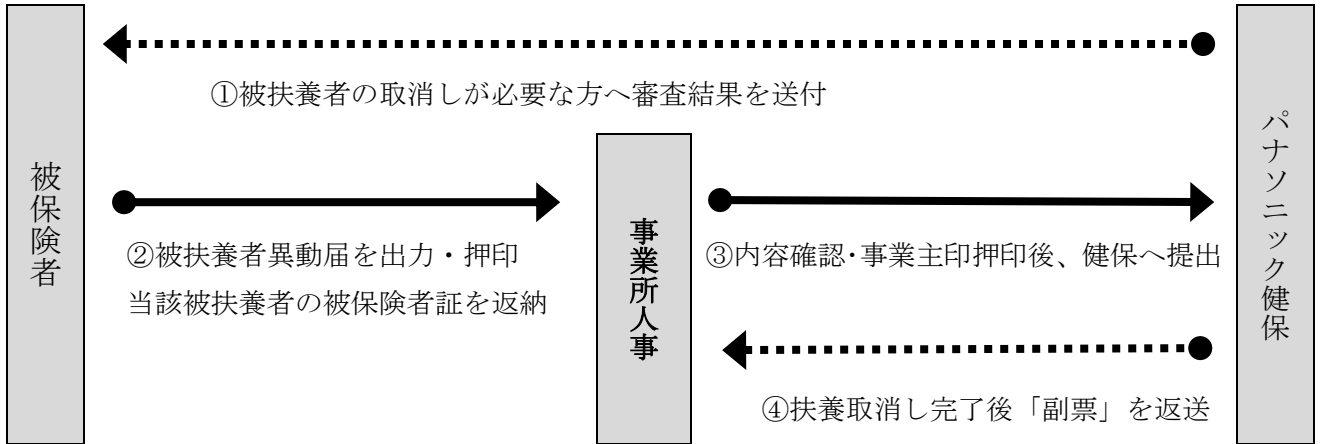
#### 《EPOCH システム（人事手続きメニュー）利用の方》

EPOCH システムへ入力後、出力される「健康保険被扶養者異動届」に被保険者証を添付し提出

《提出先》「ヒューマン・リソース・パートナーズ (HRP) 健康保険グループ」経由 → パナソニック健保



《EPOCH システム（人事手続きメニュー）利用していない方》（施行規則第 38 条、第 51 条参照）  
 健保ホームページから、「健康保険被扶養者異動届（減らすとき）」を出力、被保険者証を添付し提出  
《提出先》 事業所人事経由 → パナソニック 健保



《参考：健康保険法施行規則（一部抜粋）》

【第 38 条（被扶養者の届出）】

被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

- 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。（以下：略）

【第 50 条（被保険者証の検認又は更新等）】

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

- 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。
- 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。（中略）
- 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

【第 51 条（被保険者証の返納）】

事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。（中略）

- 被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。（以下：略）

【健保ホームページ（被扶養者の国内居住要件について）】

[https://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/kazoku\\_kanyuu/kokunai\\_kyoju.htm](https://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/kazoku_kanyuu/kokunai_kyoju.htm)